

安心居住政策研究会規約

(名称)

第 1 条 本会は「安心居住政策研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 研究会は、高齢者、子育て、障害者世帯等の様々な世帯の安心居住の確保に向けて、中長期的な観点から、次のステップとなる対策等をまとめるべく、検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第 3 条 研究会の委員は、高齢者、子育て、障害者世帯向け住宅に精通する有識者等のうちから、住宅局長が任命する。

(会議)

第 4 条 研究会には座長を置き、研究会に属する委員の互選によって決定する。

2 座長は、議長として研究会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 研究会の議事は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

5 研究会の議事概要については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。

6 研究会の資料については、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 5 条 研究会の事務局は、国土交通省住宅局安心居住推進課に置く。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。